

JSAF 外洋東関東運営規則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、財団法人日本セーリング連盟 (JSAF)「以下 JSAF という」の加盟団体であり、名称を JSAF 加盟団体外洋東関東《英文では、JSAF HIGASHI-KANTO OCEAN SAILING CLUB》JSAF HKOSC という。
「以下本会という」

(事務所)

第2条 本会は事務局を千葉県・茨城県、又はその周辺に置く。

(目 的)

第3条 この規則は、JSAF 事業の円滑な運営に資するため、周辺水域における JSAF 事業の振興と当水域におけるセーリングスポーツおよびヨッティング活動を通じた海事思想の普及を目的とする。

第2章 組織

(構 成)

第4条 本会は本会の目的に賛同する者をもって構成する。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 運営委員 5名以上 20名以内
- (4) 事務局長 1名
- (5) 監事 2名以内

(常任委員会)

第6条 本会の円滑な事業を実施するため、役員の中から常任委員を選任し、常任委員会を構成する。

常任委員会は、次の委員を持って構成する。

会長、副会長、JSAF 理事、当会選出 JSAF 評議員、JSAF 役員、事務局長、専門委員会の委員長、副委員長

(役員の選任)

第7条 会長は、常任委員会において会員の中から選出する。

2 副会長は、常任委員会の中から選出し会長が任命する。

3 事務局長は会長が任命する。

- 4 専門委員会の委員長、委員及び監事は会員の中から選出し、常任委員会を経て会長が任命する。
- 5 当会における JSAF 評議員候補の選出は、JSAF 寄附行為の規定に従い、常任委員会において選出する。

(兼務の禁止)

第 8 条 以下は兼務する事ができない。

- (1) 監事とその他の役員

(役員の職務)

第 9 条 会長は、本会を代表し統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長があらかじめ定めた順位に従い会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けた時はその職務を行う。
- 3 事務局長は事務局を構成し、本会にかかる事務を指導処理する。
- 4 運営委員は、各委員会またはフリートを組織して会の日常業務の処理運営に当たる。
- 5 監事は、本会の事業及び会計を監査する。また、本会の会議に出席して意見を述べることができる。

(役員の任期)

第 10 条 役員の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 指欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第 11 条 役員が次の各号の 1 つに該当する時は、常任委員会の議決を経て、その役員を解任することが出来る。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の職務違反、その他の役員たるに適しない非行があると認められたとき。
- (3) 辞職を申し出た時。

(名誉会長)

第 12 条 本会に、名誉会長を置く事ができる。

- 2 名誉会長は、本会のために特に功労のあった会員の中から会長経験者を常任委員会の同意を得て会長が委嘱する。

(事務局職員)

第13条 本会に、会長の命を受けて事務処理に当たるため、事務局及び職員を置く。

(事務局の職務)

第14条 事務局は、次の事項を所轄する。

- (1) 会員の管理に関する事項
- (2) 本会の会計に関する事項
- (3) 本会の総会、常任委員会開催に関する事項
- (4) 本部との連絡及び意見具申に関する事項

(委員会)

第15条 本会の事業実施のため次の委員会を置く。なお、総務委員会、財務委員会以外の委員会においては、技術担当、事業担当の二つの委員会に大別される。

- (1) 総務委員会
- [技術担当委員会]
- (2) 安全通信委員会
- (3) 計測技術委員会
- [事業担当委員会]
- (4) レース委員会
- (5) ルール委員会
- (6) 国際委員会
- (7) セーリング普及委員会

2 前項に定めるものほか、必要に応じ常任委員会の議決を経て適宜、特別委員会を設けることができる。特別委員会は特定の事項を扱うため臨時に組織され任期は2年以内とし、再設置を妨げない。

(委員長及び委員の選出)

第16条 各委員会の委員長は、常任委員会の議決を経て会長が任命する。

- 2 各委員会の委員は、常任委員会において会員の中より選出し、会長が任命する。
- 3 各委員会には、必要に応じて委員長の選任した補助委員をおくことができる。

(委員会の職務)

- 第17条 総務委員会は次の事項を所掌する。
- (1) 本会事業の総合的な企画及び調整に関すること。(関連団体との交渉を含む)
 - (2) 各クラブ、フリート活動に関すること。
 - (3) 儀式典礼に関すること。
 - (4) 会議及び常任委員会記録に関すること。
 - (5) 会員増強に関すること。
 - (6) 広報に関すること。
 - (7) 外洋帆走にかかる法制に関すること。
 - (8) 他の委員会が所掌しない事項(但し、事務局所掌事項を除く)
 - (9) 事務局所掌事項以外の当会の金品、財産の管理に関すること。
 - (10) 事務局所掌以外の各事業の収支、予算決算、その他会計に関すること。
 - (11) 所掌事項に関し、JSAFとの連絡及び意見具申に関すること。
- 2 レース委員会は、次の事項を所掌する。
- (1) 本会の主催するレースの企画及び実施に関すること。
 - (2) 所掌事項に関し、JSAFとの連絡及び意見具申に関すること。
 - (3) その他レースの後援、援助に関すること。
- 3 計測委員会は、次の事項を所掌する。
- (1) 本会の計測実施に関すること。
 - (2) 本会におけるレーティング事務局の運営に関すること。
 - (3) 本会におけるレースのレーティングに関する調査研究に関すること。
 - (4) IMSおよびORC クラブレーティングの証書発行に関すること。
 - (5) IMSおよびORC クラブレーティング計測員の資格認定に関すること。
 - (6) 所掌事項に関し、JSAFとの連絡及び意見具申に関すること。
 - (7) その他計測に関する事項およびハンディキャップシステムの指導。
- 4 安全通信委員会は、次の事項を所掌する。
- (1) 本会所属艇の安全啓蒙活動、安全検査の企画及び実施に関すること。
 - (2) 外洋帆走艇の艇体及び属具備品に関する調査研究、試作及び成果の発表に関すること。
 - (3) 本会所属艇の事故の調査及び防止対策に関すること。
 - (4) 外洋帆走艇の設計及び造船に関する指導に関すること。
 - (5) 隆海間、海上間における無線その他の通信に関すること。
 - (6) その他外洋帆走艇の安全及び通信に関すること。
 - (7) 所掌事項に関し、JSAFとの連絡及び意見具申に関すること。

- 5 ルール委員会は、次の事項を所掌する。
 - (1) 本会が主催、共催するヨットレースの審判及び褒賞に関する事。
 - (2) ヨットレースのルールの調査研究に関する事。
 - (3) 国際セーリング規則 (RRS) 改定に伴う説明会、講習会の開催に関する事。
 - (4) 所掌事項に関し、JSAFとの連絡及び意見具申に関する事。
- 6 國際委員会は、次の事項を所掌する。
 - (1) 外国との折衝に関する事。
 - (2) 外国との折衝に関し、JSAFとの連絡、委員の派遣及び意見具申に関する事。
 - (3) 海外レースへの派遣及び協力に関する事。
 - (4) 当会水域における国際レース、イベント等の実施に関する事。
- 7 セーリング普及委員会は、次の事項を所掌する。
 - (1) セーリングの普及活動に関する事。
 - (2) セーリング、クルージングスクール等各種教室事業に関する事。
 - (3) 本会におけるクルージングの振興に関する事。
 - (4) クルージング関連の情報収集に関する事。
 - (5) ヨットハーバー、及び安全な泊地情報に関する事。
 - (6) 本会の運営に有益な事業活動の展開に関する事。
 - (7) 所掌事項に関し、本部との連絡及び意見具申に関する事。

(クラブ、フリート)

- 第18条 本会に、事業の分担と円滑な運営並びに会員相互の親睦を図るため、クラブ、またはフリートを置く。
- 2 クラブ、またはフリートは、原則として一定の泊地を恒久的基地とする登録艇に属する会員及び一定の地域を活動拠点とする会員を持つて構成する。
 - 3 クラブ、またはフリートは、そのフリートに属する会員数が10以上となる場合に成立するものとする。
 - 4 各クラブ、またはフリートにそれぞれキャプテンを置き、当会の総務委員会に所属する。
 - 5 クラブ、またはフリートキャプテンは、フリートを代表して統括する。
 - 6 クラブ、またはフリートキャプテンは、各フリートにおいて選出し、会長が任命する。
 - 7 フリートの設立、変更、廃止は常任委員会の議決を経て、会長が行う。
 - 8 フリートの事業活動に関する細則は、各フリートにおいて定める。

(顧問)

- 第19条 本会に、会長が諮問する顧問若干名をおくことができる。
2 顧問は、常任委員の同意を得て学識経験者などの中から支部長が委嘱する。

第3章 会議

(種別)

- 第20条 会議は、常任委員および全体委員をもって構成する。

(常任委員会)

- 第21条 本会に常任委員を置く。
2 常任委員会は常任委員をもって組織する。

(種別及び開催)

- 第22条 本会の常任委員会は、通常常任委員会及び臨時常任委員会の2種とする。
2 通常常任委員会は、毎年2回開催する。
3 臨時常任委員会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
(1) 会長が必要と認めたとき
(2) 常任委員現在数の3分の1以上からまたは監事から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

- 第23条 常任委員会は、会長が招集する。
2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時常任委員会を招集しなければならない。
3 常任委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに常任委員に通知しなければならない。

(議長)

- 第24条 常任委員会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

- 第25条 常任委員会は、常任委員現在数の過半数の出席がなければ開会し、議決する事ができない。

(議決)

- 第26条 常任委員会の議決は、この規則の別に定めるものの他、出席した常任委員の過半数を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任評決等)

第27条 常任委員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって他の出席役員に評決件の行使を委任する事ができる。この場合には、その役員は出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 常任委員会の議事については、少なくとも次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 役員の現在数、出席者数及び出席者氏名、なお、委任評決者の場合にあっては、その旨付記するものとする。
- (3) 審議事項及び決議事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

(常任委員会の議決事項)

第29条 常任委員会は、この規則に定めるもののほか、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 会費、料金などに関する事項
- (4) 支部の日常業務の運営に関する事項
- (5) 本会の基金運営の基本に関する事項

第4章 会計

(事業年度)

第30条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費の支弁)

第31条 本会の経費は、JSAFからの交付金、会費、諸料金及び寄付金その他の収入により支弁する。

(臨時会費)

第32条 本会の運営上必要ある場合は、常任委員会の議決を経て臨時会費を徴収する事ができる。

(剰余金の処分)

第33条 每年事業年度において、剰余金が生じた場合は翌年度に繰り越すものとする。

第5章 規則の変更及び解散

(規則の変更)

第34条 この規則は、常任委員会の議決を経なければ変更する事ができない。

(解散及び残余財産の処分)

第35条 本会の解散及び残余財産の処分は、常任委員会の議決を得た後、会長の許可を受けなければならない。

制定 平成 年 月 日

付 則

(選挙管理委員)

第1条 本会には、JSAF 役員選挙のための選挙管理委員を置く。

以上